

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年3月27日

担	東京労働局職業安定部職業安定課 課長 水野 陽介
当	課長補佐 小川 真一郎 電話 03-3512-1658

「令和9年3月東京都高等学校卒業者の応募・選考等に関する申し合わせ」を行いました

～応募・選考ルールの遵守徹底を決定～

東京労働局(局長 増田 嗣郎)では、新規高等学校卒業者の採用選考について、学校関係団体や経営者団体と「令和9年3月東京都高等学校卒業者の応募・選考等に関する申し合わせ」を行いましたので公表します。

この申し合わせは、令和8年3月に開催された「令和7年度第2回東京都高等学校就職問題検討会議」(※)において行われたもので、推薦・選考の開始時期や「全国高等学校統一用紙」を使用した応募等、公平かつ公正な採用選考を行うにあたっての11項目(別添資料)からなります。

つきましては、この申し合わせ事項について、応募・選考ルールの遵守をはじめ、公平かつ公正な採用選考の実施を徹底いただきますよう、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<申し合わせのポイント>

【Point 1】 公平かつ公正な採用選考のために事業主が留意する事項について確認

【Point 2】 令和9年3月東京都高等学校卒業者の応募・推薦については、推薦開始日(9月5日)からは1人1社まで、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦が可能

※「東京都高等学校就職問題検討会議」(平成14年度以降毎年開催)

(構成員)

東京都公立高等学校長協会、一般財団法人東京私立中学高等学校協会、
一般社団法人東京経営者協会、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、
東京都、東京労働局

(添付資料)

・資料「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

新規高等学校卒業者に係る採用選考について検討した結果、早期選考の未然防止及び統一応募様式の制定の趣旨に基づき、公平かつ公正な採用選考の実施を徹底するとともに、就職の機会均等の確保と求人秩序の確立を図り、併せて適切な推薦・応募が行われるよう下記の申し合わせを行うこととする。

記

1 応募書類について

学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた「全国高等学校統一用紙」を使用すること。また、求人者は、全国高等学校統一用紙以外の提出は求めないこと。

なお、応募用紙の作成方法については、手書き記入、パソコン入力 of いずれでもよいこととする。選考に当たっては、作成方法を理由として不利益な取扱いをしないこと。

2 採用選考について

「本人の適性と能力」に直接関係のない事項を採否決定の判断基準とはせず、本人の基本的人権を尊重すること。

- (1) 全国高等学校統一用紙の制定の趣旨に基づき、「出身地」「家族の職業」「家庭環境・経済状況」等の就職差別に繋がるおそれのある質問（社用紙の提出）や調査等は行わないこと。
- (2) 「同和地区出身者」「自認する多様な性」「障害者」「ひとり親家庭の人」「定時制・通信制課程修了者」「外国籍の人」「特定思想・信条の人」についても公正な選考を行うこと。
- (3) 採用選考時における「健康診断」を実施する場合は、健康診断が応募者の適性と能力を判断するうえで必要不可欠であるか慎重に検討すること。

3 推薦時期・選考開始について

- (1) 推薦開始は、9月5日（文書到達主義）以降とすること。
- (2) 選考開始は、9月16日以降とすること。
- (3) 推薦開始日からは1人1社までの応募・推薦とするが10月1日以降は、1人2社まで応募・推薦を認めること。
- (4) 他道府県の企業に応募・推薦する場合は、応募先の道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。

4 求人申込みの手続き等について

求人者は、6月1日から管轄する安定所に求人申込書を提出し、選考時期、求人内容等について適正であることの確認を受けた後、7月1日以降、学校訪問が可能となること。

5 家庭訪問の禁止について

求人者またはその委託を受けた者が、直接家庭訪問し求人活動を行わないこと。また、採用内定後といえども家庭訪問は行わないこと。

6 利益供与について

求人者またはその委託を受けた者が、新規学校卒業生、その保護者、その他の関係者に対し、金品

または利便の供与により、新規学校卒業者の求人活動を行わないこと。

7 文書募集等について

安定所で確認を受けた求人であり、当該求人票記載内容と異なるものではないこと。また、広告等掲載にあたっては、安定所名及び求人番号を記載することとし、応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。

8 応募前職場見学等について

求人提出後に実施することとし、実施時期は夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。

採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めることのないようにすること。また、本人の状況を聴取するなど、採用選考に直接繋がる質問をしたり、内定と受け取られるような話はしないこと。

9 採用試験及び採用結果の通知について

求人者は、採用試験期日、場所、採否結果等を決定次第直ちに学校及び学校を通じて応募者に文書を以って通知すること（採否にあたっては極力7日以内）。

なお、不採用者があった場合には、その者の応募書類を学校に返却するとともに、その理由についても併せて通知すること。

10 採用内定後の提出書類及び連絡について

求人者は、入社日までは「就職承諾書」以外の書類の提出を求めないこと（ただし、入社以前に真に必要な書類・写真等を除く。）。また、入社後の提出であってもその使用目的を十分に説明のうえ提示を求め、使用後は速やかに返却すること。

11 採用（内定）生徒の就業開始時期及び教育等について

就業開始は「卒業日の翌日以降」となること。また、卒業前実習、教育、研修等にあたっては、学校教育に支障をきたすことが考えられるため、教育等は入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。

令和8年3月3日

東京都高等学校就職問題検討会議

東京都教育委員会
東京都生活文化局
東京都公立高等学校長協会
一般財団法人東京私立中学高等学校協会
東京都産業労働局
一般社団法人東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会
東京労働局